

休学・復学・退学・除籍・再入学

休学

所定の事由により長期間就学することができない場合は、「休学」を許可することがあります。休学期間中は学費は免除されますが、休学期間の半期につき「在籍料」を納付する必要があります。また、休学は、「復学」する意思があることが前提となります。休学期間は、在学期間に含まれませんので、注意してください。

なお、休学申請可能期間は休学をしようとする学期の履修修正期間最終日までとなっています。

復学

休学中の者で、休学事由が解消した場合は「復学」を願い出ることができます。復学後は、休学を許可された時の学年になります。ただし、後期半年間の休学の場合は、進級条件等の規程に反しない限り、通常の進級学年に所属することになります。

退学

退学には以下の2種類があります。

- 1) 自主退学：病気・進路変更・その他やむを得ない事由により、学業を続けられなくなった場合に、自ら願い出る退学を指します。
- 2) 懲戒退学：日本福祉大学学則第49条に基づく退学を指します。

除籍

除籍とは、以下の事由により本人の意思に関わらず学籍を失うことです。

- 1) 学費未納：学費納入期限を超えても学費が納入されない場合
- 2) 休学期間満了：期間満了までに所定の手続き（休学延長・復学）がない場合
- 3) 在学年限満了：在学年限を超えても卒業ができない場合
- 4) 休学期間超過：休学年限を超えた場合
- 5) 死亡：本人が死亡した場合

再入学

退学・除籍者のうち「自主退学」「学費未納除籍」の場合にのみ、再入学の権利が与えられます。なお、再入学願の提出期限は、退学日または除籍の日付より1年以内です。

休学、復学、退学、除籍、再入学の詳細・相談について

休学、復学、退学、除籍、再入学など、学籍に関する相談は、まず所属キャンパスの事務室（学生課／半田事務室／東海事務室）に相談をしてください。子ども発達学部／教育・心理学部、健康科学部、看護学部では学部教員との面接が必要です。他の学部も必要に応じて学部教員との面接を行います。

※詳細な手続きの手順方法等については『nfu.jp』の「リンク」から「学生生活」を参照してください。